

被災地のために何ができるのか

噴火災害から 20 年目の感謝の気持ちを 東日本大震災の被災地へ向けて

島原市長
横田修一郎



平成23年3月11日に東日本を襲った大規模な地震と津波は、東日本地方の広い範囲に未曾有の被害をもたらしました。

犠牲者の皆様に哀悼の意をささげ、ご遺族の皆様から心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さらに、被災地では原発事故の発生も追い討ちをかけ、大変困難な状況が続いておりますが、今、全国から、そして世界から、たくさんの救援の手が差し伸べられております。

島原市は、平成3年の雲仙・普賢岳噴火災害から今年で丸20年の節目の年を迎えます。全国の多くの皆様からの心温まるご支援により復興することができました。私たち島原市民は、その感謝の気持ちを胸に忘れずに、今回の大震災に対する様々な支援活動を全力で取り組んでおります。

- ・ 3月13日、「自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定書」に基づいて、本市で災害用として備蓄していた毛布、タオルケット各800枚、給水袋480枚を仙台市へ搬送
- ・ 「東日本大震災島原市緊急支援本部」「東日本大震

災支援島原実行委員会」を設置し、義援金募金箱の設置や救援物資の受付、3月18日、応援給水のための水道局職員の現地派遣

- ・ 3月31日、市民の皆様から寄せていただきました毛布やタオル、下着等の救援物資や島原の天然水を配送拠点となっている大村市に搬送
- ・ 4月1日、本市で定めている基準に基づき、災害救助法が適用されております被災自治体に対して、総額で680万円の災害見舞金を送付
- ・ 4月5日、3月末までに本市でお預かりしました義援金21,422,376円を日本赤十字社長崎県支部へ持参（4月15日現在までの義援金総額34,610,605円）

さらに、市では、被災された方の受け入れも行っておりまして、本市の市営住宅に、現在、福島県から避難されました3世帯、8名の皆様に入居していただいております。また、市民皆さんからも被災者受け入れについての申し出などもあっております。

今後、被災自治体への保健師等の専門職員や事務職員の派遣等も予定していますが、市としては、市民皆さんとともに力を合わせ、被災地の一日も早い復興のために、出来る限りの支援を続けてまいりたいと考えております。



▲救援物資の仕分け作業



▲応援給水活動の報告会

今後の支援予定

年月日	市の対応（人的支援）	
4～5月以降	県緊急支援室から人的支援の要請	・ 1カ月間、延べ12人を派遣予定（事務職）
4～5月以降	県福祉保健部から人的支援の要請（保健師）	・ 7日間、2人を派遣予定（保健師）
4～5月以降	全国市長会から人的支援の要請（事務・技術職、短期・中長期）	・ 平成24年3月まで、事務職延べ44人派遣予定 他に技術職延べ5人派遣予定

島原市の支援体制

1. 応急支援体制

支援項目		支援内容		担当部
被災者等支援	不 明 者	安否確認（本市出身者で被災地域に居住の方で連絡が取れない方）	相談窓口の設置	市民生活部
	被災者 避難者	物 資	被服・寝具	福祉保健部
			生活必需品	市民生活部
住宅支援		集合避難施設、ホテル・旅館の提供	一時避難	市民生活部
		公営住宅の提供	長期避難	産業振興部 まちづくり基盤整備部
教育支援		本市学校等への被災者等の受入れ	受入体制の整備	教育委員会 福祉保健部
人的支援		給水支援	給水支援	水道局

2. 復旧支援体制

支援項目		支援内容		担当部
経済的支援	義援金、募金の受付			福祉保健部
	雇用受入		緊急雇用対策事業	産業振興部
その他	市緊急支援本部		人的支援	市長公室
	災害見舞金			市長公室
	関係機関との協議・調整			関係各部

島原市緊急支援本部の支援状況

年月日	市の対応（人的支援含む）		避難者受入れ状況
平成23年 3月13日	被災地に対する救援物資の搬送（仙台市） ※「自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市 災害時相互応援に関する協定書」に基づき対応	・毛布、タオルケット 各800枚 ・給水袋480枚	
3月14日	東北地方太平洋沖地震被害に対する募金箱を設置	・島原市役所本庁舎、有明庁舎 ・市社協、同有明支所	
3月14日	安否確認のための相談窓口を設置		
3月15日	安否確認ツール一覧等を市ホームページに掲載		
3月16日	「東日本大震災島原市緊急支援本部」を設置	・本部長 ～市長 ・副本部長～両副市長、教育長 ・本部長 ～各部長他 ・事務局 ～市長公室政策企画グループ	
3月17日	「東日本大震災支援島原実行委員会」を設置	・参集団体～20団体 ・協議事項①支援の内容 ②救援物資の品目 ③受付・募金期間、集約方法	
3月17日	東京都からの避難者が有明町の民間のアパート に無料で入居		※民間アパート～1世帯4名
3月18日	応援給水のため水道局の職員を派遣 （3月27日まで）	・職員4名、給水タンク積載車1台 ・福島県郡山市およびその周辺地域	
3月20日	福島県南相馬市、相馬市からの被災者 3世帯10名を市営住宅に受入れ		※市営住宅～3世帯10名 ※民間アパート～1世帯4名
3月25日	救援物資受け付け開始 （3月29日まで）	・各地区公民館で受付 ・タオル、バスタオル、毛布、 下着、ジャージ、ジャンパー	
3月26日	応援給水のため水道局の職員を派遣（2回目） （4月1日まで）	・職員3名 ・福島県郡山市およびその周辺地域	
3月26日	福島県からの避難者3世帯10名のうち、1世帯 4名が埼玉県へ、1名が南相馬市へ移動		※市営住宅～2世帯5名 ※民間アパート～1世帯4名
3月28日	東京都からの避難者2名を舞岳山荘周辺の環 境整備に雇用（4月15日まで）		
3月31日	被災地への飲料水及び救援物資の搬送	・水20ℓ100個 ・毛布、タオル、バスタオル、 ジャージ、ジャンパー、下着等	
4月1日	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震による 災害救助法適用の被災自治体に対し、総額680 万円の災害見舞金を送金	被災自治体 ・1都6県6市町村	
4月5日	東日本大震災の義援金を日本赤十字社長崎県支部 へ持参	・3月31日現在 21,422,376円	
4月9日	救援物資受け付け開始 （第2次、4月18日まで）	・各地区公民館で受付 ・缶詰、レトルト食品、カップ めん、お菓子類、地元産品	
4月12日	福島県からの避難者で一度埼玉県に移動された1 世帯3名が、再び島原市へ避難、市営住宅で受け 入れ		※市営住宅～3世帯8名 ※民間アパート～1世帯4名